

免許事項証明書交付請求書

令和 年 月 日

四国総合通信局長 殿

収入印紙(480円)をはるところ

☒ 電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。
(注3)

記(注4)

1 請求者(注5)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ

2 請求に関する事項(注6)

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1 局
② 識別信号	
③ 免許の番号	四 A 第 号

3 請求の内容に関する連絡先 ※**代理人が申請する場合は委任状の添付が必要です。**

氏名	フリガナ
	☐ 上記 1 と同じ
電話番号	

※「免許事項証明書」の郵送を希望される方は、返信用封筒（住所、氏名を記入し郵便切手を貼った封筒）を添付してください。

免許事項証明書交付請求書記載要領

別表第六号の八(四国総合通信局 R071001)

免許事項証明書交付請求書

提出日又は投函日 令和 ○年 ○月 ○日

四国総合通信局長 殿

収入印紙を貼付

収入印紙(480円)をはるところ

- ☒ 電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

(注3)

記(注4)

1 請求者(注5)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(790 — 8795) 愛媛県松山市味酒町2-14-4
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ デンパ タロウ
	電波 太郎

2 請求に関する事項(注6)

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 識別信号	JO5〇〇〇
③ 免許の番号	四A第 12345 号

現在の無線局免許状に記載されている内容をそのまま記載してください。
※従事者免許証(写真付き)ではありません。

3 請求の内容に関する連絡先 ※代理人が申請する場合は委任状の添付が必要です。

氏名	フリガナ
	☒ 上記1と同じ
電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平日の日中に連絡がつきやすい番号をお願いいたします。

※「免許事項証明書」の郵送を希望される方は、返信用封筒(住所、氏名を記入し郵便切手を貼った封筒)を添付してください。

注 1 (略)

2 収入印紙については、次によること。

(1) (略)

(2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

(3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、請求書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区別	記載する欄	備考
1 免許事項証明書の交付請求の場合	1 2(注) 3	(注) (略)
2 (略)	(略)	(略)

5 1 の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(請求者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 請求者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地进行を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) (略)

6 2 の欄は、次によること。

(1) (略)

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を記載すること。

(3) ③の欄は、次によること。

ア 免許事項証明書の交付請求においては、現に免許を受けている免許の番号を記載すること。

イ (略)

7 免許事項証明書の送付を希望するときは、請求者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を請求書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

8 請求書の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。